

議員定数等特別委員会調査報告

令和3年3月より令和4年10月まで本特別委員会で調査を行ってきた結果につきまして取りまとめましたので、市民の皆様にご報告いたします。

1. 調査の目的

令和2年2月の市議会議員選挙において、合併以来初の定数割れが起きました。市議会議員は、市民を代表して市政を評価・監視することや市民の声を市政に反映させる重要な役割をもっています。

このことを踏まえ、市議会として市政運営を適切に評価し監視していくために、定数割れとなった原因を調査し、本市にとって相応しい議員定数等を検討しました。

2. 調査結果

(1) 定数割れの要因について

次のような心情的及び制度や環境的な要因から立候補しづらかったものとまとめました。

○心情的なもの

- 議会に対する関心が低く、市民からは距離のある存在であること。
- 議会の姿が見えづらく、仕事を持ちながら議員を務めることは一部の限定した職業でしかできないと感じている。
- 議会の姿が見えづらいため、議員・議会の役割や必要性が理解されにくい。
- 落選した場合の惨めさを心配する気持ちが強い。

○制度や環境的なもの

- 公職選挙法の規定により、無責任な立候補の乱立を防ぐための供託制度があり、一時的にも30万円という供託金が必要であること。加えて、選挙運動費用（自動車、ポスター、ハガキ作成等）がかさむこと。
- 自治会等を単位とした応援母体が減少し、組織的な後ろ盾がないこと。

(2) 定数について

定数については、現状維持の14人が適当としました。ただし、全市制の1選挙区を継続し、1常任委員会7人で2つの常任委員会を設置することとしました。

○定数についての考え方

- 本会議だけで審議を進めることは現実的に難しいことから、集中的に審議し能率的で合理的な議会運営ができる常任委員会（本会議の下審査機関）を基本に考える必要がある。
- 1つの常任委員会の人数は、平成25年見直しの際も7人が最低必要と報告された。加えて、委員長が委員会をまとめて運営していくことができる人数は、一般的な考え方※やこれまでの経験からも7人が適当である。
(※一般的な考え方 = span of control といわれるもので、1人の管理する立場の人が同時に調整できる人数は、一般的に5～8人と言われている。)
- 常任委員会の数は、合併時に3つであったものを、平成21年3月から2つとし進めてきたこれまでの経緯からも、現状の2つが適当である。

(3) 報酬について

報酬については、コロナ禍であることを踏まえ適正な判断が困難なことから継続調査としました。

(4) 選挙公営について

選挙公営については、自動車の使用・ビラの作成・ポスターの作成について条例を制定し公営化することを市へ要望する。⇒このことについては10月25日に市へ要望しました。

○選挙公営の考え方

- 供託金、運動費用（自動車、ポスター等）の負担が立候補を決める一つの要因になっている。
- 岐阜県内の自動車の使用・ポスターの作成は、21市中14市が公営化している。ビラの作成については12市が公営化している。
- 町村選挙の立候補にかかる環境改善のため、令和2年12月から町村議会議員、町村長選挙についても公営化できるようになった。
- このような状況を踏まえ、今後の市政を担う人材を確保するため市議会議員及び市長選挙について公営化が適当である。

3. これまでの議論の内容

(1) 議員定数を減らす意見

- 平成30年から1人減の13人で議会活動ができたのだから、定数を減らしても問題なくできるのではないか。
- 人口が減少していく中で議員数を減らし少数精鋭でやるべきではないか。
- 合併以来、一つの市となるよう選挙区制から全市制の選挙区として議員数を減らしてきたのだから、これを維持すべきではないか。

(2) 議員定数を維持（増やす）する意見

- 定数割れしたのは今回が初めてであり、事実を受け止める必要はあるが敏感に反応しすぎる必要はないのではないか。
- 面積も大きく居住地が点在しており、市民の意見を聞くためには減らせない。
- 各町の意見をできる限り公平に拾い上げるためには、人口が少ない地域に一人はいるような定数とすべきではないか。
- 13人となり、地域からの声が届きにくくなった。

(3) 常任委員会に重点を置き議会運営をすべき意見

- 岐阜県内で比較し、2委員会を設置しているところは7人が最低であることから7人で2委員会が適当である。
- 1委員会の人数が少なくなると意見が偏る、多様な考え方や意見がでるようになるためにも7人が適当である。
- 本会議だけの審査は非常に難しい、委員会での審査をしっかりとて賛否を明確にしてから本会議に向かうためにも、委員会での審査が重要である。そのための人数としても、委員長裁決ができる奇数の7人が適当である。
- 委員会として市民の意見を聞くためにも、現在7人よりも少ない人数は適当ではない。

(4) 選挙区を導入するか否かの意見

○全市制を継続すべき意見

- 議員は飛騨市の議員であり地域だけの議員ではない。
- 全市制であれば居住地に関係なく踏み込んだ提案等が出来る。

- 折角、市民が一体化しかけているのに選挙区制になると逆戻りし市民関係に影響する。
- 地元議員がない地区は今もあり、相応しい議員を応援して地元要望を市政に反映させている。

○選挙区制を導入すべき意見

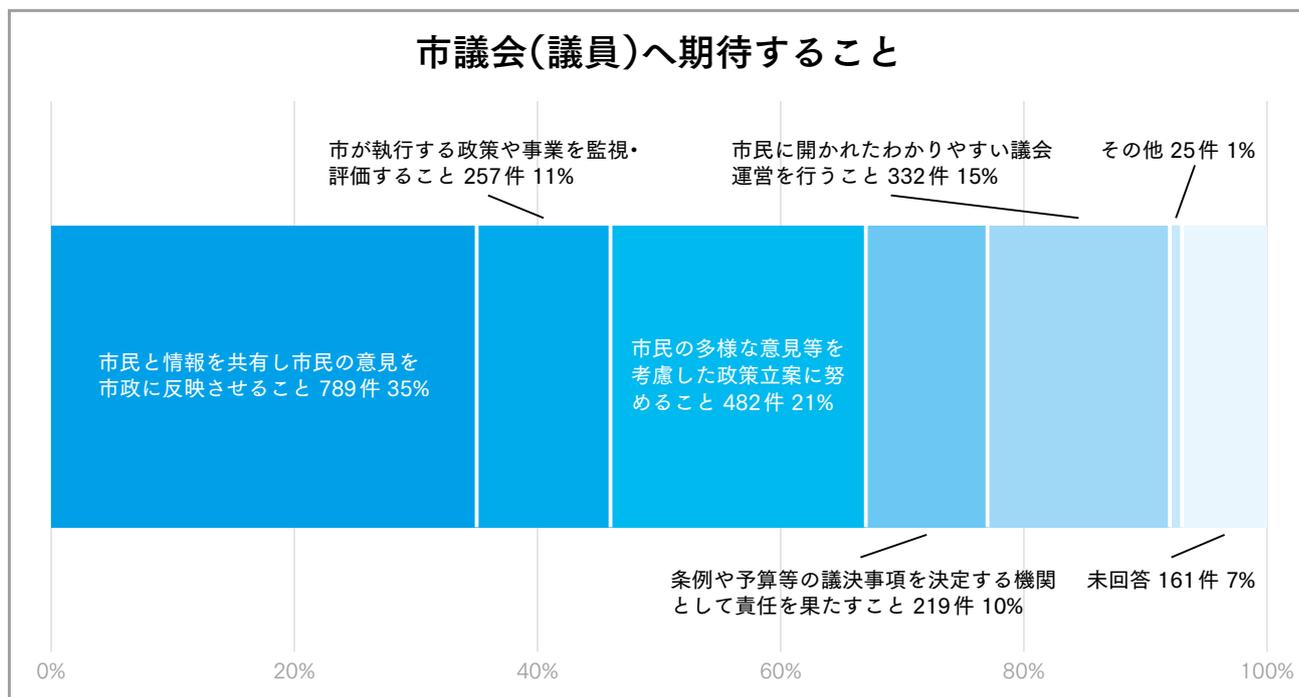
- 議員定数の減少で周辺住民の声は届きにくくなった。対等合併であり選挙区もそれに配慮した区割りが必要である。
- 河合町、宮川町から議員がいなくなった時期、市議は全市の市議であるといいながら、一般質問・委員会質疑において全く取り上げられなくなった。
- 地域の特性が語られることなく行政側の着眼点も均等・均一のみをよとしてしている。

4. 調査結果を踏まえた取組み

(1) 背景と現状認識

- 令和2年2月選挙の定数割れを踏まえ、同年3月には議会改革特別委員会を、令和3年3月からは議員定数等特別委員会を設置し、約2年半に渡り調査・検討を進めてきました。
- 民主主義の基本であり、市民にとって一番身近な市議会議員選挙が、定数割れしたという危機感があったからこそ、市民へのアンケート調査が実施でき多くの貴重な意見を得ることができました。
- アンケート調査の結果、市議会（議員）に期待することは、①市民と情報を共有し市民の意見を市政に反映させること、②市民の多様な意見等を考慮した政策立案に努めることが大半を占めており、市議会（議員）と市民との接点が不足している状況にありました。

令和3年度に実施したアンケート調査結果



(2) 今後の取組み

- 定数を現状維持の14人とすることを踏まえ、多様化する市民の意見をより多く拾い上げる必要がある。加えて、『誰一人残されず互いを家族のように支えあえるまちづくり』を実現するためにも、議会としての活動を活性化されなければなりません。
- 今回を契機として、議会の果たすべき役割を再認識し、議会がより市民にとって身近で頼れる存在である姿を目指し、次の基本方針を掲げ新たな取組みへの挑戦やこれまでの活動を見直し取り組みます。

(3) 基本方針

「市民と共に多様性を反映できる議会」を基本方針と定め、次の事業に取り組めます。

(4) 具体的な取組み

○議会基本条例（議会活動の原則を記したもの）をベースとした事業展開

取組 1 市民と情報を共有し市民の多様な意見を市政に反映させる	
ポイント	広聴活動を整理し強化する
具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none">●市民との意見交換会の場において、議会情報を市民へ伝えるため「議会報告」を作成する●主要な事業や市民生活に変化や影響を及ぼしやすい事業等について、市の考えまた議会の対応を説明する●市民との意見交換会や各種団体との意見交換会で得た意見を常任委員会で調査し要望（提言）事項を取りまとめる。●市に対し、制度創設や見直し・予算措置を要望する

取組 2 市が執行する政策や事業を監視・評価する	
ポイント	委員会活動を強化する
具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none">●議決責任を踏まえ、委員会に付託された案件について論点整理を実施し審査の度合いを深める●各部の主要事業や市民に影響を及ぼしやすい事業に対し、計画的な所管事務調査を実施する●市長の諮問機関や意見聴取機関の公開される会議に傍聴者として委員を派遣し、監視評価を継続し市民意見の把握に努める●各常任委員会で調査した事務について、要望又は政策提言に結び付けるよう継続した調査を行う

取組 3 市民に開かれた分かりやすい議会運営への取組み	
ポイント	市民との接点を増やす
具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none">●傍聴しやすい環境を作るために、本会議場へ車いすで入場できるようにバリアフリー化を検討する●議会の専門用語に対する理解を深めるための解説集の作成（市ホームページ上を基本）●市発信メールに対する「議会」区分を設置し情報を発信●小学生の議会見学、中学生の議会傍聴を定着させるため調整を図る●情報を収集する制度を導入し、議会への意見や感想、改善提案を募集し調査検討を進める

5. 特別委員会設置の経過及び実績

令和3年3月19日の本会議において本特別委員会が設置され、令和4年10月4日まで17回の委員会を開催し、令和3年10月5日から10月20日までアンケート調査を実施しました。